

地域の中の“貧民学校” (2)

“Poor Children’s Schools in the Community” (2)

神津善三郎
Zenzaburo Kōzu

I 貧民学校 — 緒論 —

II 小学校経費支辨の問題

1. 授業料か町村費か

(以上前号)

2. 町村費は授業料の額を^と除ゆるを得ず

3. 授業料の問題 (1) (2)

(以上本号)

4. 町村分合と学区の問題

III 地域の中の貧民学校

其二三分ハ町村協議費ノ補助ヲ要スルモ可ナリト雖モ之ニ反シテ授業料ハ僅カニ十分ノ二三ヲ支フルニ過キザル場合アラシニ其他別収入ナクシテ之ヲ支辨スル事能ハサルトキニハ十分ノ七八分ヲ町村会ニ補充ヲ要求スルモ亦決シテ不当トハセサルナリ試ミニ見ヨ補助ノ文字ニ付テハ小学校令中別ニ制限スル事ナキヲ然ルニ其ノ論者ハ己レカ想像ヲ以テ補スル云ヘル僅カニ其一少部ヲ補スルニ止ルトスルハ吾輩ノ解釈シ能ハサル所以ナリ₁₎

と論じ、さらに「小学校令ノ効カト視学官トノ關係」を論じ、天皇陛下の親裁によって公布された法律である以上文部大臣と雖も小学校令に抵触することは無効であつて、況や視学官に於ておや ということになる。しかも文部大臣は公然の演説で小学校令は大綱を示したものであると説明している以上、之を実施するか否かは各地方官に委任されているから、地方官は小学校令に抵触しない限りは、時宜にそくして措置する事ができるとし、

他府県ニ在リテハ授業料ト町村協議費トノ割合ハ視学官ノ説ニ從フトモ本県ニ於テハ強テ之ニ拠ラザルヲ得スト云フニハアラサルヘシ故ニ吾輩ハ視学官ノ説明ニ拠ラズ勅令ノ小学校令ニ拠リ實際ヲ斟酌シテ以テ小学校費ノ七八分ハ町村費ノ負担ヲ要ス可シトハ言ヒシナリ₂₎

と強硬に反論している。そして次の日の社説では、

町村費を以テ小学校費ノ七八分ヲ補フヲ得ル事ト確信シテ疑ハサル所以ハ他ニアラス政府ニ於ハ實際行ハレ難キ規則ヲ発スベキ理由トテハ万

2. 町村費は授業料の額を^と除ゆるを得ず

「小学校教員に望む」信毎の社説(明治19年9月28日から5回にわたる)では、その多少にかかわらず授業料をもって小学校経費の幾分たりとも補助する場合も法律違反にはならないと論じてきた。はたして一部に、この論に対して「小学校令に悖る」ものであるという反論が出てきた。この反論に対する反論ともいべきものが、19年10月12日の社説「小学校維持の方法如何ン」であった。

それは某県からの小学校費徴収法についての問いに対して、文部省視学官の回答が、町村費を徴収するは授業料の額を^と除ゆるを得ずということであり、町村費に其の七、八分を要求するという事などは当然できないことで、それが小学校令の精神であるというのである。これに対して社説子は、

譬へバ十分ノ七八分ハ授業料ヲ以テ之レニ充テ

々之ナカルヘシト信ス³⁾

と、確信を述べ、さらに極めて具体的な例をあげ「町村費ノ補助ハ授業料ノ全額ヨリ超過スルヲ得ザルモノト假定⁴⁾」するとすれば、実際小学校の維持は不可能になると述べている。それでも今度の小学教授法の改正によって従来は半年をもつて一学期としたのを更に一年とし、一教員の受持ち生徒数を80名としたことによって多少予算を減ずることができるであろうが、村落の小学校では実際80名の生徒を一人の教員が受けもつということは、方法的にも不可能に近い。それは連級授業の方法によって、多少の費用を減ずることが出来る程度である。然し一人の生徒に、どの位の授業料を負担させているというのか。

若シ果シテ視学官ノ説ノ如ク町村費ハ授業料ノ全額ヲ超過スルヲ得ズトセハ少クトモ二十銭以上ヲ徴収セシメサルベカラス之ヲ以テ積算スルニ一教場八拾名ノ生徒授業料高拾六円之レニ町村協議費拾六円ヲ合シテ三拾二円ヲ得ベシ然ルトキハ或ハ足ラン實際八拾名ノ生徒一人ノ教員カ受持ニハ如何ナル方法ヲ以テスベキヤ稀レニハ八拾名ヲ一教場ニ組入ルルヲ得ルノ地モアルベケレドモ村落ニ至リテハ迎モ之ヲ以テ規シ難シ況ヤ一生徒ニ二拾銭以上ノ授業料ヲ納メシメントスルハ甚タ難キ所ナルヲヤ尤モ中等科若シクハ高等科ヲ修ムル生徒ナランニハ其父兄ノ資力ハ能ク二拾銭以上ノ授業料ヲ負担スルニ堪フベシト雖モ斯カル生徒ハ村落中ニハ稀レニアルモノナレハ村落ノ小学校ニ至リテハ中等ノ生徒八拾名ヲ得ルハ誠ニ稀ナレバ之レニ一円以上ノ授業料ヲ納メシメザレハ経費ヲ支フル事能ハス……略

是迄ノ経験ニヨレバ大抵授業料ハ三銭乃至五銭ヲ以テ程度トシタルモノノ如ク五銭以上十銭ヲ徴収シタルハ甚タ稀ナリシ然ルニ俄然之レニ向テ二十銭ヲ納メントス勢ノ難セサルヲ得ザル所ナリ……⁵⁾

と、長野県に多い村落の小学校の実情から授業料10銭を納めさせるというのは至難中の至難のわざであり、こういう苦しい村落の実情は、文部大臣

も各地方を巡視して、理解しているであろうから、小学校令を編纂されるにあたって実際に実施できない事を強いて実行させるということはない筈であると強調した。そして翌日の最終論説では

凡ソ法令ヲ布クニハ第一時勢ヲ顧ミザルベカラス復タ習慣ヲモ参考セザル可ラズ今小学校令ヲ編纂セラルルニ当リテモ亦必ラズ時勢ト習慣トヲ参酌シタルニ相違ナカルヘシ今日日本人ノ智識ト生計ノ度トハ如何ナルカ復タ在来ノ小学校ニテハ授業料ノ収入ハ如何ナル有様ニテアリシヤハ当路ノ人ハ必ラスシモ之ヲ知ラルルナラン……略……文部省ノ吏員ハ必スシモ町村学校ノ実況ヲモ知ラン知リテ而シテカカル究屈ノ法ヲ定メタルモノトセンニハ吾輩ハ其ノ意ノ在ル所ヲ知ル事能ハサルナリ若シ之ヲ知ラズト云ハ吾輩ハ其迂ナルヲ笑ハスンバアラザルナリ⁶⁾

と文部省役人の「迂なる」を（世間の実情を知らない）嘲笑している。然し論説子は

視学官ノ町村費ハ授業料ノ額ヲ超過スルヲ得ズト云ヘルハ政府ニテハ成ル可クハ超過センメザランコトヲ希望スルト云ヘル精神ヲ述ベタル迄ニシテ法律ノ効力ヲ以テ決シテ超過セシム可カラズト云フニハアラザルナル可シト信ズ何トナレハ實際ニ行ハレ難キ法律ハ政府ニ於テ発布スヘキ謂レナク復タ実行シ難キ規則ハ効力ナキノナレバナリ⁷⁾

と、暗に「町村費ハ授業料ノ額ヲ超過スルヲ得ズ」は決して法律的効力をもつものでなく、いわゆる行政指導のようなものであるとしている。しかし小学校令の第8条では「授業料及寄附金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ辨シ能ハザル場合に於テハ区町村会ノ議決ニヨリ区町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得」とあり、その解釈が小学校経費を支辨する主体は、授業料と寄附金であって、町村費はその不足を補うにすぎないものとするれば、論説子の以上の論は誤りとなる。然し町村の現実、そのようなことは到底できないことであり、しいて授業料値上げなどを強行すれば、就学率は益々低下し、学事の衰頹は明らかである。政府自身もそのこと

はわかっていたであろうが、その苦衷をのがれるために授業料をとらない、経費は区町村費でまかなうという簡易小学を設けたのである。はたして、簡易小学の設置が町村費の節減につながるのだろうか。論説子は最後にこの簡易小学のことにふれ

土地ノ情况ニヨリテハ小学簡易科ヲ設ケ尋常小学科ニ代用スルヲ得ルト有テ其経費ハ区町村費ノ支辨トナシタレハ多額ノ授業料ヲ納ムル能ハザル地方ニハ簡易科ヲ設ケシムルヲ得シ然ルトキハ斯カル究屈ヲ免ルル事ヲ得ルナレドモ授業料ヲ以テ維持スル事能ハザル地方ト云ハハ比比皆然ラザルハナン簡易科ヲ設ケラルルハ斯カル旨趣ニハアラザル可シト信ス……⁸⁾

と、授業料をもって維持することができない地方は、全国すべてがそうである。授業料を納めることができる者は尋常小学に、納めることができない者は簡易小学に入るというように、授業料のみに視点をおいて考えれば、簡易小学のみ設ける町村では授業料を納める事のできるものも、納めなくともよいということになり、又一方尋常小学のみ設ける町村では、はじめから授業料を納めることができない者は学校に入ることができないという問題が起ってくる。両者を併設するとでも考えるのか(後述)。それに簡易小学の設立維持は全額町村費負担ということは、深刻な不況下において町村の財政圧迫をすることはしないのか、という疑念は、論説子のみならず誰にもあったであろう。この点が、また簡易小学設置奨励という森文部大臣の見通しの失敗といえるのかもしれない。

「授業料か町村費か」「町村費か授業料か」という、どちらが主体かという問題は、信毎論説子のいうごとく小学校令の旨趣による限り、授業料をもってすることが正当とする限り、各県はその対策に苦慮しなければならなかった。後述の第8表をみれば明らかなことであった。そのためできる限り、授業料と町村費の差を縮めなければならぬ。はたして長野県は、先述のように(第2章第1節、注12)「明治十九年四月以降町村立小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘキ者トス、其額ハ生徒一人一ヶ月金壹錢以上円三拾錢以下ニ就キ戸長

ニ於テ適宜相定メ郡役所ヲ經テ本県へ届出フヘシ」と達して、わずか3ヶ月後小学校令が公布された。そこで再度県は授業料額を検討しなければならなかった。ようやく県は11月になって県令甲第貳拾六号をもって「勅令第十四号小学校令第六條ニ基キ小学校生徒授業料規程」⁹⁾を定めた。(次節に於て評述)それは誠に苦心の策というべきで、同じ尋常科の授業料額を甲乙丙の三種類別にし、さらに学年別に授業料額の高低を定めた。最も低いランクの丙の尋常科はもちろん最も高いランクの甲の尋常科にし、授業料のみで小学校維持は無理なことで、その不足分の大半は町村費に頼らざるをえなかった。そこで再び県は翌20年11月と22年7月にと授業料額を改正しなければならなかった。「町村費ハ授業料ヲ踰ユルヲ得ズ」の問題は、依然として残るのである。

さて、この「……踰ユルヲ得ズ」の問題は19年10月の段階で「某県ヨリ小学校費徴集法ニ付テノ伺」¹⁰⁾に対して、文部省視学官が町村費を徴収するには、授業料の額を踰ゆることができないという回答があったことは、信毎社説のなかで紹介されていたが、これが文部省の正式の回答であったかは疑わしい。小学校令と簡易小学の実現に心血を注いだ森有礼文相が「学政要領」「教育経済要項」において、教育費については、たびたびその教育経済主義について強調しているが、この問題についての発言は、私のみる限り、20年2月の「九州巡回中郡区長ノ責任ニ属スル教育事業ニ付、其演説」のなかで、

小学校令ニ於テ高等及尋常小学校ノ経費ハ授業料(若シクハ授業料及寄附金)ヲ以テ支辨シ、其不足ハ之ヲ町村費ヨリ補助スルコトナレリ而シテ補助金ノ額ハ授業料ノ額ヨリ多キヲ許ササルコトナレバ授業料ノ額少キ学校ニ於テ之ヲ保持センニハ必ス積金ノ利子ヲ以テ其缺ヲ補フコトトスルノ外ナカルヘシ¹¹⁾

と声明している。20年2月の段階での大臣の言明であるから正式のものと考えてよいであろう。又森文相は、同年6月の福島県に於る演説のなかでも、

小学校経費は勅令ニ明文アルカ如ク授業料ヲ以テ支辨スヘキ事ナレドモ是又尋常中学校経費ト同シク今日ノ勢ニ於テハ能ハズ 故ニ其不足ヲ区町村費ヨリ補助スル事トセリ 已ニ補助ト云フ以上ハ経費全額ノ半（即チ授業料合計金額ト同額）ヲ超過セシムヘカラス¹²⁾

と明言している。小学校令第8条を建前として、現実の民力の疲弊を無視した森文相の強引な文教政策が、ここにみられる。

ところが、20年9月以前の段階で第一地方部（森構想に基づき各府県を5部に分けて、各部に担当視学官を任命した）を担当する視学官野村綱は

来年度即チ廿一年度ヨリハ学校補助費即チ町村費ハ授業料ノ額ヲ超過スル事ヲ得サル事ニ定メマレリ……何故ニカク定メタリト云ハハ苟モ子ヲ生メハ之ヲ教フルハ父タル者ノ職ニシテ、教ヲ受クル以上ハ授業料ヲ取メシムルハ義務タルヲ明カラニスル所以ナリ、又町村ノ父兄タル者ハ子弟ヲ教育スル為ニ授業料ニテ不足スルヲ生スル場合ニハ、町村費ヲ以テ之ヲ補フ事アルハ既ニ勅令ニテ明カナリ……斯クノ如ク校費ヲ二分シ一部ハ授業料ヲ以テシ一部ハ町村費ヲ以テスレハ立派ニ維持シ得サル事ナシ、併シ貧困ニシテ其授業料ヲ出シ得サルモノノ子弟ヲ教育スル為ニハ簡易科ヲ設ケ、町村費ヲ以テ維持スル事モ亦肝要ナリ、何トナレハ苟モ町村ヲ同クシテ住居スル者ハ互ニ相助クリノ義務アレハナリ、若全町村貧困ニシテ補助スル能ハサル場合ニハ、地方税ヲ以テ之ヲ負担スル事モアルヘシ¹³⁾

「来年度即チ21年度ヨリハ学校補助費即チ町村費ハ授業料ノ額ヲ超過スル事ヲ得サル」と明言している。この野村視学官の言明が、雑誌に掲載されたのが20年9月であるから、この言明は恐らくこれより早い月に行われたのであろうが、文部大臣の演説が、2月と6月に行われているところからみると、文部省は「……超過スル事ヲ得サル」方針を、19年末から20年にかけて、省内で意思統一を確認したのであろう。それでもなお、21年度よりと定めたのは、信毎社説で度々論じられたよ

うに地方の情況は厳しく、「……超過する事を得ず」は、到底無理なことであることを文部省はわかっていたのであろう。それ程この問題は、経済不況、民力の疲弊の折から官民にとって、特に地域住民にとって重要な死活問題であった。長野県において、後に詳しく述べるように（第9表参照）、明治20年の公立小学校歳入費目別割合は、町村費（全教育補助金）63%に対して授業料収入は僅かに約20%、寄附金・積金利子を加えても約23%であったのである。

このように文部省即ち森文部大臣の学校経済合理化政策は強引に進められた。その第一弾は、明治18年12月の学区の改正であった。これは17年5月の地方制度改正によって戸長役場の管轄区域の拡大がもたらされ、これまでの学区と行政区が分裂して不便になっていたので、各府県はこれを統一しようとしたのである。長野県もその例にならって、18年12月19日「小学区画改正」を布達した。前章第1節において触れた学資金の積算方法等がそれであるが、それとともに「小学区画并ニ校数配置表」を発表した。

第6表

種別	19年新	18年旧	比較減
学区	二五〇	八三一	五八一
学校	六〇一	八三八	二三七
経費概算高	三四〇、〇〇〇 円	五三〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
町符合界ニシ校	二四七	四三四	一八七
町符合セザル校	三	三九七	三九四

文部省 第13年報より作成

それによると第6表のように学区、学校数は大巾な削減が行われ、小学校経費も19万円程の削減が行われた。行政区と学区の一致しないところも三ヶ所にすぎなかった。その実態を19年12月県議会に於て、尋常師範学校長であり県学務課長の浅岡一は、次のように答弁している。

是迄小学校ニ要シタル費額ハ明治十七年ニ五十二万円全十八年ニ四拾五万円全十九年ニ三十五万円ナリシカ今回ハ改革ニヨリ教師ノ員モ大ニ減少シ随ツテ其経費ノ如キモ三十万円位ニ至ルヘシ即チ学科ヲ以テ学校数ヲ区別スレバ簡易科二百四十尋常科二百七十高等科四十二ニシテ之レニ要スル経費ハ高等科ノ一校平均二千元トシ八万円尋常簡易ノ両科合セテ二十二万円ナリ¹⁴⁾

この答弁の数字と第6表の数字は大体一致する。然し等科別学校数は、19年11月に再画定された学校数に近いものであり、高等科47、尋常科442、簡易小学284と大部ちがっている。特に簡易小学の284校は、公式の数字としても、19年度文部省への報告の数字にも出てこない数字であり、恐らく県当局の机上のプランとして出された数字とみるより外はない。いずれにしても経理的数字においてはいかに削減されたかを知る事のできる答弁であった。続いて浅岡は教員の減員、経費の減額について

教育ノ主義ハ従前ト同一カト云フニ大ニ其方向ヲ異ニセリ教師ノ数ノ減ゼザルヲ得サルト教育主義ノ変更トニ因リテ常置訓導ハ益々其必要ヲ告クルノ理由ハ従前ノ小学教師ハ一人ニテ一組ノ生徒ヲ受持チタリシガ今回ハ一人ニテ二組三組ヲ合セテ受持タザルヲ得ス即合級教授ヲ施サザルヘカラス加之此際教育主義ノ変更ニ因リテ教授ノ方法モ改メサルヲ得サレハ教師タル任ハ一層重ヲ加ヘ……此ノ重任ニ堪ユヘキノ教師ハ管内ヲ通シテ極メテ少ク一時従前ノ教師ヲシテ此ノ重任ヲ負ハシムルコトナレドモ其職ヲ尽サンムルニ当テハ殆ント狼狽セザルモノハアラザルヘシ高等科ノ教授ニ至リテハ常置訓導ノ必要少ナケレドモ簡易尋常ノ両科ニ至リテハ之カ監督ヲ欠クトキ教師ハ暗中燈火ヲ失ヒタル如ク其

為ス所ニ迷フ者比々トシテ之アルヘシ¹⁵⁾

と、簡易尋常両科に22万円の経費は、管内の学校を巡回し、其の授業の方法を監督する常置訓導をおくことから、決して無駄なことではなく、小学教師の狼狽を少なくする意味から、その効益は顕著であると苦しい答弁をしている。それ程、当時の長野県における教員（校長・訓導・授業生）の質が問題であった。

当時、長野県では実力のない給料の安い授業生を多く雇入れて学校費の節約を図るか、逆に実力のある教員（訓導）を雇入れて、多数の生徒を受け持たせて効果をあげる（前節注30参照）という傾向があった。そのため明治19年段階における長野県における授業生の数は3,946人で、全国トップであったことは前節において述べた通りである。その後の実態をみると第7表のような状態であった。明治20年で、校長・教員数725人に対して授業生2,505人で、前年に比べて教員は若干増加し、授業生は大巾に減じたが、それでも毎校平均は校長・教員0.9%に対して授業生は3.3%であり、23年には校長・教員813人に対して授業生2,814人で、毎校平均1.1%に対して4.4%であった。正規の教員資格のない（授業生免許資格試験はあった）高等科卒業程度の授業生が圧倒的に多く、一校で正規教員が一人いれば、他の四人は授業生という割合であった。なかには、年齢・学歴など問題とせず、授業生が一校の教育すべてを担当しなければならない場合もあった。而もその授業生の給料は全体の教員給料額を若干上廻る程度で、その平均月額が3円40銭から3円50銭であった。これに対して教育給料は平均月額が10円50銭から11円52銭位であった。浅岡が師範学校長すなわち教育養成の立場から、そして県学務課長という行政の立場からも、一人の常置訓導を置く置かないかが「簡易・尋常ノ両科ニ至リテハ之カ監督ヲ欠クトキ教師ハ暗中燈火ヲ失ヒタル如ク其為ス所ニ迷フ者比々トシテ之アルヘシ」と嘆いた苦衷は察するにあまりあるものがあった。

このような、町村財政の疲弊にともなう学校経済の徹底した合理化は「町町費ハ授業料ノ額ヲ除ユルヘカラス」を解決しただろうか。第8表は、全国公立小学校の収入割合であり、第9表は、長

第 7 表

年次別	教員別	全教員数（授業生を含む）				支出合計中に占める	
		校長・教員数（男女）	毎校平均	授業生の数	毎校平均	教員給料の割合（校長除く）	授業生給料割合
1887（M 20）		725	0.9 %	2,505	3.3 %	24.36 %	38.57 %
1890（M 23）		813	1.1	2,814	4.4	25.85	34.68

「長野県教育史」第11巻史料編5より作成

第8表 全国公立小学校の収入割合

年次	総計	前年より繰越金	区町村費	地方税	①税金利子	②有志寄付金	③雑納金	④授業料	①+②+③+④合計
1884年（M 17）	100.00%	6.87%	65.45%	4.04%	10.47%	4.92%	2.98%	5.25%	23.62%
1887年（M 20）	100.00	/	54.79	1.2	積金その他収入 23.62%			20.30	43.92
1888年（M 21）	100.00	/	49.16	0.6		39.10		23.57	50.19
1889年（M 22）	100.00	/	50.38	0.5		23.27		25.83	49.10
1890年（M 23）	100.00	/	53.14	0.3		21.47		24.99	46.46
1891年（M 24）	100.00	/	55.75	0.1		18.36		25.70	44.06

文部省年報より作成

第9表 長野県公立小学校費収入費目別割合

年度別	前年より繰越金	町 村 開 係 費					積 金 子	寄付金	地方税	雑入金	授業料
		協議集金	町 村 教育費	一部併合町 村 費	町 村 教育補助費	町 村 税					
明治15年（1882）	4.18%	82.36%	%	%	%	%	4.60%	3.42%	%	1.46%	3.05%
明治16年（1883）	4.62	81.70					4.90	4.49		1.35	2.89
明治17年（1884）	5.51	68.97					4.36	3.18	0.90	15.58	2.40
明治18年（1885）	6.15		85.45				3.82	1.27		1.05	2.26
明治19年（1886）	9.28		80.99	1.46			0.81	0.87		0.81	5.86
明治20年（1887）	11.78		16.14	1.13	47.49		0.41	2.68		0.62	19.76
明治21年（1888）	9.56		8.14	0.20	44.99		0.34	2.27		1.46	33.05
明治22年（1889）	9.86		49.45				0.47	1.79		0.81	37.62
明治23年（1890）	7.05		54.91				0.41	2.54		0.73	34.36
明治24年（1891）	5.56		57.01				0.39	1.96		0.85	34.23
明治25年（1892）	0.81					59.86	0.37	3.59		2.15	34.03
明治26年（1893）	0.12					59.98	0.48	1.51		2.06	35.95
明治27年（1894）	0.62					59.39	0.35	4.05		1.27	34.91

「長野県教育史」別巻1史料編5より作成

野県の公立小学校歳入費目別割合である。いまその比較検討してみよう。全国をみるならば、明治17年には授業料（5.25%）に対して町村費（65.45%）が圧倒的に多かったが、20（1887）年以降は、町村費の割合は減少し、ようやく森文相の言明したように「已ニ補助ト云フ以上ハ経費全額ノ半（即チ授業料合計金額ト同額）ヲ超過セシムヘカラス」の状態に達した。これも町村費の土地割を地租ノ七分の一に制限する布告が18年8月出され、19年4月から実施され始めた効果であろうか。ところが、第9表によれば20年の長野県の場合は、授業料が僅かに19.76%、積金利子等を含めても22.84

%で、町村費（教育補助金）は63.62%もしめていた。23年になっても、第1次経済恐慌期に突入したためか、全国で授業料収入の割合は、24.99%積金利子等含めて46.46%と経費全額の半ば以上にはならなかった。長野県においては、全国よりも成績は悪く、町村費54.91%に対して、授業料に積金利子等を含めても38.36%であった。文部省にとっては、「町村費ハ授業料ノ額ヲ踰ユルヘカラス」が実現しているかが重要な問題であった。そのため20年から「公立小学校学資算差表」¹⁶⁾を、文部省年報にわざわざ発表している。第10表がそれである。

第10表 公立小学校学資等差表

尋常・高等・小学校					種別	
明治24年	明治23年	明治22年	明治21年	明治20年		
289 (1.97%)	288 (2.08%)	297 (2.18%)	217 (1.62%)	136 (1.0%)	セザルモノ 補助ヲ要スルモノ	授業料ノミニテ経費ノ半額以上ニ達スルモノ
1,652 (11.27%)	1,900 (13.42%)	2,193 (16.12%)	2,464 (18.44%)	1,669 (12.37%)	スルモノ 補助ヲ要スルモノ	
700 (4.77%)	798 (5.76%)	945 (6.95%)	1,012 (7.57%)	910 (6.74%)	セザルモノ 補助ヲ要スルモノ	資産収入ニ時支消スベキ寄附金ノミニテ経費ノ半額以上ニ達スルモノ
648 (4.42%)	600 (4.39%)	676 (4.97%)	640 (4.79%)	573 (4.24%)	スルモノ 補助ヲ要スルモノ	
1,698 (11.58%)	1,998 (14.43%)	3,210 (23.60%)	4,014 (30.05%)	3,030 (22.46%)	スルモノ 半額以上ニ達スルモノ	授業料資産収入一時支消スベキ寄附金ヲ合シテ経費ノ半額以上ニ達スルモノ
9,671 (65.97%)	8,248 (59.59%)	6,280 (46.18%)	5,010 (37.50%)	7,167 (53.14%)	ルモノ 半額ニ及バザルモノ	授業料資産収入一時支消スベキ寄附金ヲ合シテ経費ノ半額以上ニ達スルモノ
14,658	13,841 (100%)	13,597	13,357	13,485		計

文部省年報より作成

この表は、尋常科・高等科を合せた数字であるので、尋常科だけの状況は判明しない。それにしても、授業料のみで小学校経費の半額以上に達して、町村費補助を必要としない学校が、僅かに1.2%にすぎず、町村費の補助を必要とする学校は10数%であり、これは都市部の学校か高等科に多いものと推測される。これに対して、授業料と積金利子・寄附金等の合計で、経費の半額以上に達する学校は、20%台で、第1次経済恐慌時には10%台におちこんでいる点が注目される。従って経費の半額に及ばない学校は、半数以上に達する学校の2倍以上(21年は除く)もあり、第1次経済恐慌期には、半額以上に達する学校の数倍を数え、その激増振りに驚く。第9表の長野県の場合をみ

ると、この時期(20年~24年)の授業料・寄附金・税金利子等合計しても、その半ばに達する年はなく、授業料収入は、30数%台にすぎなかった。‘除ゆるを得ず’は、長野県では、なかなか実現できなかった。それ程、長野県の農村の疲弊がひどかったといえる。そのことは、授業料非徴収の簡易小学すなわち貧民学校を数多く設置せざるをえないことを示している。しかし、貧民学校を多く設置すればする程、町村費の支出を多くし、一般住民の負担を、それだけ重くしなければならなかった。地域住民は、町村費負担すなわち租税負担という形で、尋常科と簡易科の両方を負担するということになる。このことを明確に示しているのが第11表である。

第11表 全国公立小学校等科別費目別全収入の割合

年次別 課程別 費目別	1887 (M 20)年				1888 (M 21)年				1889 (M 22)年			
	高等科	尋常科	簡易科	計	高等科	尋常科	簡易科	計	高等科	尋常科	簡易科	計
授業料	28.26 18.11	23.81 81.51	0.35 0.30	20.31 100.0	33.56 21.81	28.27 78.15	0.40 0.03	23.57 100.0	40.50 25.28	30.04 74.39	0.42 0.32	25.84 100.0
積金 その他収入	20.63 11.36	25.77 75.92	17.23 12.71	23.61 100.0	19.94 11.47	29.92 73.17	20.87 15.34	26.62 100.0	17.14 12.29	26.20 72.04	18.32 15.66	23.27 100.0
市町村費	50.28 11.94	50.08 63.59	76.94 24.46	54.79 100.0	46.39 14.45	41.66 55.15	76.30 30.38	49.17 100.0	41.64 13.32	43.65 55.41	79.12 31.55	50.38 100.0
地方税 補助金	0.81 8.22	0.33 17.85	5.46 73.91	1.28 100.0	0.10 2.48	0.13 12.79	2.76 84.71	0.64 100.0	0.12 3.90	0.10 12.42	2.13 83.66	0.50 100.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

年次別 課程別 費目別	1890 (M 23)年				1891 (M 24)年			
	高等科	尋常科	簡易科	計	高等科	尋常科	簡易科	計
授業料	42.26 28.15	27.51 71.71	0.17 0.12	24.99 100.0	43.42 30.62	26.35 69.13	0.32 0.17	25.70 100.0
積金 その他収入	14.60 11.31	22.66 68.72	23.55 19.96	21.48 100.0	13.29 13.12	19.32 71.35	20.23 15.52	18.36 100.0
市町村費	42.96 13.45	49.76 60.99	74.36 25.54	53.15 100.0	43.10 14.01	54.36 66.09	78.70 19.88	55.75 100.0
地方税 補助金	0.17 7.29	0.07 11.41	1.72 81.28	0.39 100.0	0.17 16.79	0.07 27.00	0.73 56.20	0.18 100.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

文部省年報より作成。上段数字は各等科別全収入に対する費目別割合。

下段の数字は費目別全収入に対する等科別の割合。

この表は、第10表を等科別に具体的に示したものと見えよう。この表で明らかなことは、高等科・尋常科とも、授業料と積金その他の収入で、全収入の（小学校経費とみてよい）半額以上に達している点である。ただ20年は

区町村費ハ猶ホ経費総額ノ一年強ヲ占ム是レ小学校ノ改正ハ概ネ本年四月ニアルヲ以テ本年ノ四分ノ一ハ其ノ経済旧ニ依リ授業料徴収ノ額予期スル所ニ達セザルモノアルニ由ル¹⁷⁾

もので、半額以上に達することができなかった。しかし、なかでも高等科の授業料収入が、尋常科に比べて多いのは、高等科の授業料が、いかに高額であったかを示すものであった。ちなみに全国で高等科は明治21年で1,408校、尋常科は12,150校で、生徒数は高等科約170,054人で、尋常科生徒数は約1,955,000人であった。しかも、積金その他収入は若干尋常科の方が割合は高いが、市町村費の割合は、高等科・尋常科とも同じ割合を示している。少数の高等科生に町村費の補助が尋常科と同じ割合で支出されていることになる。簡易科の授業料は無償の筈であったが、僅かながら市町村費が見受けられるのは、多くは北海道地区であった。町村費が各年次75%以上を示しているのは、簡易科として当然であった。又簡易科に積金その他の割合が高いのは、町村分合と学区改正によって、学校資産が簡易科に、そのまま引き継がれた例が多かったことを示している。次に費目別全収入に対する各等科別の割合をみると、尋常科が各費目の割合が高いのは、学校数・生徒数の多いことから当然といえるが、簡易科の地方税補助費が高いのは、小学校令に定められている教員給料の支出として当然であった。

このように授業料収入のない簡易科への配慮は多少みられたが、その学校数・生徒数からみて、

第12表 等科別収入と生徒分頭割(明治22年)

等科別	全収入	学校数	生徒数	生徒分頭割
簡易科	1,611,317 ^円 192	11,755	781,908	2.96 ^円
尋常科	5,178,825,915	12,294	1,993,134	2.595
高教科	1,305,571,920	1,383	198,401	6.56

文部省年報より作成

必ずしも万全であったとはいえない。明治22年の統計をみると、第12表のようになる。いかに簡易科が、学校数において、ほぼ匹敵するが、生徒数は約3分の1で、生徒分頭割は、2円6銭と2円59銭5厘で、意外に簡易科の生徒一人当りの割が高いのに驚く。これを明治20年の年報でみると、各等科別授業時間数からみて、

高等科ハ六円五十九銭九厘尋常科ハ二円五十銭三厘簡易科ハ二円八銭ニ当リ、更ニ該生徒数ニ高等科尋常科ノ授業時間五時、簡易科ノ授業時間三時ヲ乗シ以テ各科ノ収入金ヲ除スルトキハ高等科ハ一元三十銭一厘尋常科ハ五十銭一厘簡易科ハ六十九銭三厘ニ当ル¹⁸⁾

と、明らかに時間数からみた生徒分頭割の額からいえば、簡易科は10銭も尋常科より高いのである。簡易科一人ひとりの生徒にかかる費用からすれば、町村行財政の立場からも地域住民の立場からも、忌避されこそすれ、喜ばれる理由はなかった。長野県のある村は

本村は戸数地価とも餘り多からざるにも拘はらず尋常小学校は只一ヶ所にして簡易科学校は六ヶ所の多きにおよび、ために多額の費用を要するをもって村内の人民一同はこの多数の簡易科学校を減し少数の尋常小学校と変更せられんことを希望し居るが先頃森田本部長及後藤本県学務課属も巡回して親しく実況を視察されたるにつき遠からず村民の興望を容らるるならんとの程来この沙汰を待ちおれり¹⁹⁾

多く設立しすぎた簡易科が、結局村の財政を苦しめる結果となった。これも戸数割・地価割等による村費の不足を意味していた。

このように、明治20年代当初から後半に至るまで「町村費は授業料の額を踰ゆるを得ず」という不分律・建前は長野県のように、いつまでも実現できず、授業料対策に頭を悩まさねばならなかった。特に長野県のように打ち続く不況と凶作、更に23、4年の第一次経済恐慌は、わが国資本主義の発達に大きな役割を果す製糸業と、その基盤となる養蚕業と米作を基軸としている農業県信州に

とって打撃は大きかった。学校経営（町村財政）と就学問題、ひいては授業料問題と小学簡易科の設立維持は、町村教育行政当局者にとって頭痛の種であった。しかし、小学簡易科の需要は、全国的にもまだまだあったのである。

注

- 1)～2) 信濃毎日新聞 社説 明治19年10月12日号
- 3)～5) 前掲紙 社説 明治19年10月13日号
- 6)～8) 前掲紙 社説 明治19年10月14日号
- 9) 長野県教育史第11巻 史料編5、13
- 10) 信毎 社説 明治19年10月12日号
- 11) 森 有礼全集 498頁 教育新志第174号・
明治20年6月15日
- 12) 前掲全集 547頁 大日本教育会雑誌第62号・
明治20年8月30日
- 13) 倉沢剛氏「小学歴史Ⅱ」433頁 大日本教育会雑誌第63号・明治20年9月17日発行
- 14) 信毎 県会傍聴記事 明治19年12月20日号
- 15) 前掲紙に同じ
- 16)～18) 文部省第15年報～
- 19) 信毎 通信 1.12日発 明治22年12月14日号

3. 授業料の問題（1）

小学校を設立・維持・管理していくには、なんといっても、その地域の経済、町村の財政が問題であった。特に農家戸数が大半を占める農村地域においては、学校資金として地価割・動産割・戸数割・学割に課せられる農民の負担は重く、その上に寄附金及び授業料を課せられることは、二重の重い負担であった。

そもそも教育費の負担は、人民が荷うべきものとする、いわゆる受益者負担の原則は、立身・治産・昌業「学問は身を立るの財本」を標榜した「学制」期から貫らぬかれた原則であった。学制第89章の但書は

但教育ノ設ハ人々自ラ其ノ身ヲ立ルノ基タルヲ

以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカサル論ヲ俟タス且広ク天下ノ人々ヲシテ必ス学ニ就カシムル事ヲ期スレハ政府正租ノ悉ク給スル所ニアラス然レトモ方今ニアツク人民ノ智ヲ開ク事極メテ急務ナレハ一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未タ然ル可カラサルモノアリ是ニ因テ官力ヲ計リ之ヲ助ケサルヲ得ストイエドモ官ノ助ケアルヲ以テ従来ノ弊ニ依著ス可ラス御布告ニヨル¹⁾

と、大変歯切れの悪い布告であった。そして第90章では

凡人民ヲシテ学ニ就カシムル勉メテ広普ナルヲ欲ス故ニ官金ヲ以テ学事ヲ助クルモノノ如キハ必ス民ノ及ハサルモノヲ助クルニアリ決シテ偏重ノ事アルヘカス士ヲ学ハシメテ農工商ヲ学ハシメス或ハ富者ニ衣食ヲ給シテ学ハシメ貧ナル者学フ事ヲ得ス或ハ一人ニ数百金ヲ費シテ学ハシメ衆人学フ事ヲ得サル類ノ如キ事有リヘカラス²⁾

四民平等の原則こそ学制・教育の精神であると強調するのである。ところが第94章で大学・中学・小学校別の授業料を定め

小学校ニ在リテハ一月五十銭ヲ相当トス外ニ二十五銭ノ一等ヲ設ク但相当ノ受業料ヲ納ル能ハサルモノハ戸長里正之ヲ証シ学区取締ヲ経テ其学校ニ出シ許可ヲ受クヘシ³⁾

とした。当時の農民の生活の度からみれば相当な高額であったが、納めることのできない者に授業料を免除する法をもうけていた。そして第97章では

定ル所ノ受業料ハ当今ニアリテ一概ニ行ハレサル事アラバ便宜ニ随ヒ各区ノ情態及学校ノ事情ニヨリテ暫ク下等ヨリ少ク定ムル事アルベシ⁴⁾

と、当然といえば当然の処置であったが、「下等ヨリ少ク定ムル」とは、その下限がどの位であるか明白ではない。1か月50銭の外に25銭という一

等を設けたが、その25銭より下を意味していたのであろう。それでも極めて高額な授業料であった。

学制頒布の翌明治6年5月、旧長野県は愈々「学校建設之義伺」を文部省に提出した。そのなかで授業料について

一、生徒ノ受業料ハ当分適宜ヲ以テ三等ニ分ケ上等十銭中等五銭下等二銭トシ大略一小学へ入学生二百人ト積リ其内上等三十人中等六十人下等百人有之候得ハ一小学一ケ年合高九十八円四十銭ニシテ総金壹万四千七百六十円、右ヲ以教師三人之増給ニ充ツ⁵⁾ (4 中学区、合計 150 小学校の数)

と伺を出したが、翌7月県は各郡に「学校設立之手続別紙雛形」を示し、そのなかで「小学校生徒受業料仮規則」を

一、上等

一等 一ケ月貳拾五銭

二等 同 拾五銭

一、下等

一等 一ケ月 拾五銭

二等 同 五銭

一、貧者之子弟ハ受業料ヲ出スニ及ハス

但戸長世話役方之ヲ証シ学区取締ヲ経テ其学校ニ出シ許可ヲ受ヘシ

一、一家三人以上之子弟ヲ学校ニ入ル者ハ一人ノ外受業料ハ適意タルヘシ⁶⁾

と定めた。学制第97章の「下等ヨリ少ク定ムル」の額が決定した。

この県の「仮規則」に各地域の学校は、どの様に対応したであろうか。比較的町部で豊かとみられる水内郡長野学校の例をみると、

当学校生徒受業料取立方見込左ニ申上候

一、一等 受業料 尅人ニ付一ケ月 拾銭

一、二等 受業料 尅人ニ付一ケ月 八銭

三等 受業料 尅人ニ付一ケ月 六銭二

一、四等 受業料 尅人ニ付一ケ月 厘五毛

当時書上人数 男女共五百八拾三人

内訳 一等 百人 此受業料一ケ月金拾円也

二等 貳百人 此受業料一ケ月

金拾六円也

三等

四等

合貳百八拾三人

此受業料一ケ月金拾七円六拾八銭七厘五毛⁷⁾

となっている。県の仮規則最下等の金5銭より高い額が定められている。それでも「一ケ月六銭二厘五毛之受業料心安ク一同随喜出銭可致候⁸⁾」と学校世話役惣代らは、伺のなかで述べている。ところが、これが村部にいくと県の仮規則より低い額が定められている。佐久郡志賀村志仁学校の場合をみると、明治7年6月の「学校設立伺」では

一、生徒員数三百三拾八人

一、生徒受業料金十一円但老人ニ付金三銭二厘五毛⁹⁾

となっている。県の仮規則下等2等の金5銭より可成り低額であった。

一方筑摩県では、明治6年4月県から各学区取締に対して指令を出し

一、第四条受業料之義ハ三等ニ分ケ上等十二銭五厘中等六銭三厘下等三銭ト当分相定置可申品類ヲ以償納望之者ハ右ヘ照準可致事

但受業料極貧困ニ而難差出者ハ戸長副世話役検査之上可伺出事¹⁰⁾

と授業料額を定めている。特にその第4条について、第2 中学区学区取締は、この指令が出された直前3月に県権令永山盛輝宛に「就而ハ現今概要ノ件々実地ノ景況ニ因而左ニ陳仕候 宜御明断ノ程」と、その指示を求めている。¹¹⁾

第四条 僻隅の村落に至りては自然就学費に金貨を供納する能はずして米薪炭の類を以て償納致し度希望する者あらば戸長世話役検査の上情実止むを得ざるは学区取締を歴て其学校に出シ許可を講ひ品類をして其地其時の案価^{キョウ}に照準し算出せる所の全額受業料を納めたる者と見做し年月を追て正則に至るを要す¹²⁾

その地域の時価に応じた米薪炭類による授業料の物納制を認めてほしいというのである。この解答指令が、さきの4月の指令であった。授業料の物納制は、明確に決定され、合県後も明治20年代まで続くのである。

この筑摩県の定めた授業料額に対して、そのひざ元の開智学校は、開校にあたって、6年4月学校門前の掲示場に「学費金入校之節一度相納候分」¹³⁾と「授業料毎月相納候分」¹⁴⁾を掲示した。「学費金入校之節一度相納候分」とは、入学の時だけ、一時限りに納入する分という云ふ意味で、それは「当身分分ニ応シ三等ニ分ケ上等十八錢八厘中等十二錢五厘、下等六錢三厘」¹⁵⁾であった。これに対して毎月納める授業料は

上等十二錢五厘、中等六錢二厘五毛、下等三錢
但一家二人ノ子弟入校ノ者上等ノ者ハ中等ノ

授業料ヲ納メ中等ノ者ハ下等ノ授業料ヲ納ム
ヘシ 三人以上ノ者ハ二人ノ外授業料ヲ出ス
ニ及ハス候¹⁶⁾

というものであった。県の定めた授業料額と同じであったが、中等の者が「五毛」下げられている点が注目される点であった。

合県前（明治9年）迄の両県の授業料額は、上記のように定まっていたが、地域によっては、それ以下の低額の高低、多寡は、旧長野県では、学資金～賦課金・寄附金（利息）～の多寡によって左右され、筑摩県では元資金の積立額如何によって支配された。授業料徴収小学校数を比較してみると次の表のようになる。また授業料無料校が多い筑摩県に比して、旧長野県は無料校数が少ないが、それが就学率に影響している点はみのがせない。もちろん筑摩県では、永山盛輝権令以下県官・教

第13表 旧長野県・筑摩県の授業料徴収小学校数

年別 有無 県別	明治7年			明治8年			明治9年		
	適宜	なし	計	有	無	計	有	無	計
旧長野県	233	85	318	257	82	339	264	86	350
筑摩県	360	168	528	250	303	553	247	199	446

「長野県教育史」別巻1 調査統計第17・18・20・23・24表より作成

員らの積極的な就学督促（説諭要略）があったことも考えなければならないが、授業料徴収の有無が就学率の高低・良否に微妙に影響していたのである。然し小学校資金全体に占める授業料の割合は、旧長野県では、明治6年が2.58%、7年8.52%（筑摩県4.08）、8年7.97%（筑摩県2.98）にすぎなかった。

第14表 旧長野・筑摩県の徴収校と就学率

旧 県	有		無		8年の 就学率
	校数	比率	校数	比率	
旧長野県	264	75%	87	25%	59%
筑摩県	247	55%	199	45%	72%

「長野県教育史」別巻1 調査統計第24表より作成

合県直後の9年10月長野県は「小学校資金之内従前旧高老石ニ付金五錢ツ、課賦致シ来リ候処今般更ニ地価ヨリ課出之儀為左之通り内務省へ御伺」¹⁷⁾を出し、そのなかで

生徒授業料ノ如キハ僻陬窮民多ニ因リ大概之ヲ取メズ 若シ適宜ニ収ムルモ僅カニシテ該校費用ノ幾分ニ供スルノミ……¹⁸⁾

と、当時の授業料徴収の現況を述べているのである。ちなみに、この内務省への伺いは、

各校設立之際保護方法之義ハ最初ヨリ人民相互ニ条約モ可有之筈ニ付於其庁目今更ニ方法ヲ設ケ予メ相示シ候義ハ不都合ニ有之候条区戸長以下区内協議ノ上實際公平ニ基キ其県限り相定候義ハ不苦候事¹⁹⁾

と、いうものであった。これによって学資金の徴収は益々困難になり、授業料の徴収も愈々、さきに述べた状況から、深刻な問題になってきた。

こうした状況のなかで、明治9年8月旧長野県と筑摩県は合県した。合県した直後、さきの伺いが出され却下されたのであるが、県にとっては、学資金・授業料等の問題は緊急な問題であった。そこで長野県は明治11年1月「小学校費出途方法議案」「学齢就学方法議案」を臨時区会（南・北區会）に下問した。それぞれ南・北臨時区会は2月末成案を得て、県当局の認可を経て、9月より実施された。北第八大区臨時区会のまとめた區会方案をみると

第二条 校資ノ金額ヲ十分シ地価・動産・戸数・学齢・受業料ノ五種ヲ目途トシテ充備スルモノトス

但十分ノ四分五厘	地価
十分ノ三	動産
十分ノ一	戸数
十分ノ一	学齢 篤疾赤貧ヲ除ク
十分ノ五厘	受業料 就学生徒 ²⁰⁾

となっている。県案には授業料はなく四種のみであったので、その賦課方法・割合が議論の的となった。原案の授業料10分の5厘は、学齢10分の1と重なる賦課になるので「老人ノ身ヲ以テ二途ヨリ出金セシム、甚タ過当ナルニ以タリ²¹⁾」或いは「赤貧ノ家ニシテ学齢ノ男女二人乃至三人ヲ養スルモノ²²⁾」に対しても過当であるという理由から授業料を削除することに決定した。然しその授業料分5厘を、どうするかで論議されたが、結局、動産を1分増し地価から5厘減ずることに決定したのである。もとより県の原案には

各小学校ノ基礎タル従来寄附金ノ利子ヲ以テ主トナス 然レトモ毎ニ支消不足ヲ生シ地所及積金等ヲ加フルモノアリト雖モ皆僅々ニシテ受業料ノ如キモ亦各校ノ適宜ニ任スルヲ以テ到底其幾分ヲ補助スルニ過サルノミ²³⁾

とあって、授業料をもともと学資金の主要のものとは考えていなかった。従って県案は、北部・南部の校資予定表のなかには、授業料収入を予定していなかった。結局北第八大区の区会成議案は、地価10分の4、動産 赤貧ノ除ク10分の4、戸数10分の1、学齢 篤疾赤貧ヲ除ク、と決定したのである。

明治12年の各府県の学事年報は、地方の教育の衰退状況を報告している。長野県も例外ではなく「昨明治十二年ハ前年ノ改革法ニ拠リ各小学校校資ノ金額ヲ定メ、維持法ヲ設ケ殆ト整頓ニ至ルノ際（前述の明治11年臨時区会に於る）「小学校費出途方法議案」をさしている教育令ノ発令アリテ、大ニ自由ノ針路ニ向フヲ以テ、却テ一時委靡ノ景況ヲ来タスニ以タリ²⁴⁾」という状況であった。また教育令施行後に於ても「教育令ヲ発セラレシニ際シ、民間多クハ其旨趣ヲ誤了シ、学事ノ興廢ハ人民ノ自由ニアリテ、官ノ干涉ヲ要セス杯喋々シ…甚タシキニ至ツテハ唯々自由ヲ名トシ普通教育ヲ度外ニ措キ教員各自ノ意ニ任セ教授スル等、不都合云フヘカラス 其他学資ノ出途ヲ拒ムモノアル等ヨリ 概シテ論スルトキハ普通教育ハ一時逡巡シタルニ似タリ²⁵⁾」というように、せっかく成案としてまとめた「小学校費出途方法」も、その効力を発揮し得ない状況であった。

そこで県は13年3月「長野県学事諸則 明治十三年三月編定²⁶⁾」を布達し、その混乱・衰退の状況を引き締めようとした。その布達は「第一章 教育取扱ノ事 附教員委嘱之件 第二章 公立小学校試験之事 第三章 学校設立及建築之事²⁷⁾」など、その雛形を細大もらさず示達したものであった。そのなかに「学資収入概額」として、生徒授業料と組合集金として戸数割何程、地価割何程、学齢割何程、何々割何程、と項目だけが示されているだけであった。大きな比重を占めた動産割が明記されていない。このことは、明治15年1月改正教育令後の県の整備計画として布達した「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則²⁸⁾」においても、学費収入概額として、区内協議集金を戸数割・地価割・学齢割・何々割とし、これとは別に生徒授業料但老人に付一か月金何銭宛の積り となっている。ここで組合集金を区内協議集金と、授業料

を授業料と改めたことは目新しいことであり区内協議集金と授業料とを、学費収入の別枠として取扱っている。協議集金は、あくまで学区内の協議すなわち町村会の協議決定によるもので、授業料は学校毎に定められるものであることを意味していたのである。明治16年11月の下高井郡第6番学区の聯合村会「学区会成議案」²⁹⁾をみても「協議費収入予算」のなかに、「学校費」として「右地価ニ六分一厘三毛、学齡ニ一分二厘八毛、建坪ニ一分八厘六毛、戸数ニ七厘二毛」とされているが、授業料については全く触れていない。これが「村立小学校設立伺」(小県郡芳田村修道学校)になると、区内協議集金はもちろんのこと生徒授業料を学費収入概額に計算されている。而も「但右人ニ付一ヶ月金壹錢七厘」³⁰⁾という低額であった。また明治15年12月の「上伊那郡片桐村片桐学校設立伺」³¹⁾をみても、区内協議集金及学田益金と授業料が同枠で「生徒授業料ハ一ヶ月金二錢トシ、三ヶ月毎ニ徴収スル者トス」となっている。このことに就いて明確になるのは、明治17年9月上高井郡役所が、県学務課に照会した文書に対する県の回答であった。上高井郡役所からの伺は

従前小学校設立ノ際経伺ノ上校則第一章第七条ニ生徒授業料収入方相定メ揭示ノ向有之 然ルニ本年県乙第二百二十六号ヲ以テ町村会ニ於テ議定スヘキ費目并其徴収科目御達ニ付テハ授業料ハ徴収スヘキモノニ無之ト被思考候、果シテ然ラハ該御達ニ依リ嘗テ経伺ノ授業料ノ項ハ消滅

候義ニ有之候哉 各学区会議ニ際シ差掛候義ニ付至急御回答相成度³²⁾

というものであった。これに対する、県の回答は、

丙学第290号ヲ以テ小学校規則中生徒授業料云々ノ義御照会ニ候処学校規則中ニ定メタル授業料ハ就学生徒ヨリ出サシムルモノニシテ町村会ニ於テ議定スヘキ費目中ノモノトハ自カラ別アルニ付畢竟右費目等ニハ掲載無之義ニ候ヘ共右ヲ以テ学校規則中授業料ノ項消滅ニ属スヘキ義無之候 此段及御回答候也

追而本文ノ次第ナルヲ以テ授業料ヲ収入スヘキ学校ノ経費収入予算書ハ徴集金額ノ内訳ニ授業料ノ一項ヲ置キ連帯支辨ノ方法ニ調整スヘキコトニ御承知有之度候³³⁾

いうものであった。授業料は区会・町村会に於て「議定スベキ費目」すなわち協議集目とは別のものであって、学校規則によって「就学生徒ニ出サシムモノ」であると示した。これは、地域・学区によって異なる財政事情を考慮すれば、その授業料額を定めることができないことを意味し、さきの小県郡芳田村修道学校と上伊那郡片桐村片桐学校の例が、それをよく示している。なお、この期に(教育令期)における授業料の県学費収入中と諸集金中に占める割合は、第15表のように誠に微々たるものであった。

第15表 県学費・諸集金中に占める授業料の割合

年次	明治9年	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年
県学費中	5.0%	4.7	3.8	3.9	3.9	3.4	3.3	3.1
諸集金中	4.5%	4.3	3.4	3.5	3.3	3.1	3.1	2.9

各年度文部省年報より作成

また長野県内小学校の各郡における授業料徴収校数の割合をみると、誠に多種多様で、農業生産力の低い郡程、就学率とともに徴収校の少なかったことを示している。

明治14年の松方財政・デフレ政策以来の不況は

全国的経済不況をもたらし、17年18年には全国的な冷害・水害等が重なり、物価の下落・金融の逼迫は民力の凋衰・農村の窮乏を激化し、就学者を激減させ(第1表参照)、第16表のように小学校授業料徴収校をも激減させたのである。ついに政府は、明治18年2月「地方経済改良ノ儀」を提案

第16表 郡別授業料徴集校数の比率
(附 12年 学齢就学率)

年次別 郡別	明治12年 学齢就学率	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	明治18年
上水内郡	47.7%	45.9%	65.5%	64.3%	64.3%	61.4%
下水内郡	44.3	37.5	38.9	26.3	15.8	10.5
上高井郡	43.9	32.0	33.3	25.0	20.3	12.5
下高井郡	44.8	96.7	6.5	67.7	56.7	20.0
更級郡	55.6	65.0	64.3	51.9	54.8	9.5
埴科郡	65.2	63.6	69.6	73.9	60.9	60.9
小県郡	79.8	64.3	60.3	65.5	69.0	70.9
南佐久郡	67.1	52.0	35.6	30.6	26.5	26.5
北佐久郡	70.3	53.1	52.5	42.4	34.4	18.3
東筑摩郡	62.0	10.8	11.5	5.8	15.5	7.9
西筑摩郡	57.1	3.2	3.2	3.2	6.5	6.5
南安曇郡	64.4	7.1	13.9	16.7	22.9	6.1
北安曇郡	59.9	3.4	1.9	5.7	3.8	3.8
諏訪郡	84.3	98.3	89.7	89.7	91.5	100.0
上伊那郡	64.0	27.1	41.7	38.5	41.9	44.7
下伊那郡	58.8	32.1	35.0	35.4	34.1	17.7
県平均	61.8	40.9%	39.9%	40.4%	40.1%	32.7%

「長野県教育史」別巻1、第27・31・32・34・37・40・43表より作成

し、その具体策として「区町村費節減之儀」を上申した。そのなかで特に太政官布告第25号「土地ニ賦課スル区町村費ハ明治19年度ヨリ地租ノ七分ノニヲ超過スルヲ得ス」とすることによって、農民の負担の軽減を図り、同時に教育費の大巾な削減を図った。しかし、それでは小学校経費を、まかないきれなくなったので、授業料でその不足を補うため、18年8月文部省達第8号をもって「自今町村立学校ニ於テ授業料ヲ徴収スヘキモノトス……」と達せられたのである。

長野県は、太政官布告第25号と文部省達第8号等に基づき、18年12月(実施は19年4月1日)「長野県管内小学校区画並ニ校数表」を各郡に諮問し、一応郡長の意見を聞き、これを布達した。このなかで学資金収入の内訳を積算して示した。その前に学区・学校数の縮減計画も発表したのである。いまその新旧比較してみると

一、学区数 式百五拾区 内ニ行政区ヲ合シタルモノ四 一行政区ヲ二学区ニ分裂シタルモノ四村界及ヒ行政区ニ符合セサルモノ三

「旧学区数八百三拾六ニ比シテ五百八十六ヲ減ス」

一、学校数 六百式拾校 内従来ノ位置ヲ変シ新設スヘキモノ八拾式ヶ所

「旧本校数八百三拾九ニ比シテ式百十四ヲ減ス」

一、派出所数 式百七拾六ヶ所

「旧支校及ヒ派出所数式百五拾式ヶ所ニ比シテ廿五ヶヲ増ス³⁴⁾

というものであり、これは第6表の文部省へ報告と多少数字がちがうが、大巾な学区、学校数の削減であった。しかし長野県に特有な辺境の地に設けられる派出所は、増えこそすれ減らすことはで

きなかった。続いて布達は「全管学資金総額」をその内訳とともに示し、その収入総額も、地価割・戸別割・学等割・授業料額を、それぞれ積等して示している。(第1節注7)～注11)参照)特に授業料の積算については

金四万七千九百八拾貳円 授業料額

但就学生徒ノ数ハ学齡人員ノ半数就学スヘキモノト見僻シ此数七万六千六百三拾七人、尅人ニ付平均尅ヶ月金五銭年分金六拾銭ヲ収入スルノ積算³⁵⁾

となっている。これらの積算(標準)によって、どの位の節減になるかという、「学資年額金三拾貳万八千貳百五拾四円」³⁶⁾とし

旧学校設立伺ノ金額五拾三万六千貳百円ニシテ此ノ一割ヲ減スレハ金四拾八万貳千五百八拾円トナル之ヲ以テ方今実収スルモノト見僻シ金拾五万四千三百貳拾六円ヲ減ス此ノ減額金ヲ全管戸数ニ配当スレハ尅戸ニ付金七拾貳銭強ノ節減トナル³⁷⁾

としている。授業料が1人について平均1か月5銭といい、全県下一戸当り節減額が72銭すなわち1か月6銭といっても、相殺すれば1か月1銭～2銭の節減である。当時(18、19年)庶民の収入をみると、小学校教員が月平均4円、授業生が2円80銭から3円、巡査が8円、大工・左官の日当が約25銭、農家商店等の下男・下女の年手当てが1円から2円弱である。また当時の米価は卸売りで5円～5円50銭で、小売米価はこれに1割から2割を加えたものとすれば、大工・左官の賃金は米三升分程度であった。従って長野県に特に多かって授業生などは、家計補助程度のものであった。たとえ1、2銭の軽減といっても、教員給料の1か月4円から考えても、馬鹿にならない額であったことは確かである。

さて、この県の布達は、さらに各郡毎の学区表を示し、地価・戸数・学業戸数・授業料を納める額を示している。小県郡の学区表中、上田町を中心とした第1学区の学校数は4校で、授業料を納むる数は1,392人で、此金835円20銭で、平均は

正に金5銭である。第2学区村部上下塩尻村は学校数2校で、授業料を納むる数は216人で、此金129円6銭で平均は6銭となる。「平均尅ヶ月金五銭」には、その上限下限が明らかでない。

ところが、この県布達甲第135号が出された18年12月19日から1か月経たずのうちに、県は乙第6号をもって

明治十九年四月以降町村立小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘキ者トス其額ハ生徒一人一ヶ月金尅銭以上金三拾銭以下ニ就キ戸長ニ於テ適宜相定メ郡役所ヲ経テ本県ヘ届出ツヘン³⁸⁾

と達した。これで「平均尅ヶ月金五銭」の上限と下限の額が定まったことになる。従って同じ郡内の学校によって、或いは同一学区内の学校によって1銭のところもあり、2、3銭というところもあったのである。それでは、小学校経費を辨ずる主体が授業料・寄附金とすれば、到底月1～2銭程度では足りない。そこで上限を30銭と定めたのであろうが、すでに農村の疲弊がピークに達し、さきにみた当時の庶民の収入状況からみて、それは無理なことであった。このために授業料をとらない簡易小学校を設立・奨励する意味があったといえるが、そこには思わぬ落とし穴があった。それは、地域住民の意識(慣習)の問題と町村財政二重負担の問題であった。

授業料の問題 (2)

長野県は、明治19年4月小学校令発布後の11月再び「小学区画校数」³⁹⁾を改定した。これによって簡易科の設置が決まり、その簡易科を除く学校・派出所は、総て其の経済は一学区内同一とし、一学区内に数校あっても(簡易科を除く)本校の外は総て支校とした。これと時を同じくして「小学生徒授業料規程」を県令甲第26号を制定した。

(20年4月1日実施)それは高等科甲・乙と尋常科甲・乙・丙と種類別に授業料を定めたものである。今その尋常科のみをみると

甲	{	一年生一ヶ月金拾銭	二年生同金拾五銭
		三年生同金貳拾銭	四年生同金貳拾五銭
乙	{	一年生一ヶ月金五銭	二年生同金拾銭
		三年生同金拾五銭	四年生同金貳拾銭
丙	{	一年生一ヶ月金五銭	二年生同金八銭
		三年生同金拾貳銭	四年生同金拾五銭 ⁴⁰⁾

というものであった。このほか授業料徴収の期日を毎月20日とし、土地の状況によっては年分4期又は2期に徴収し、米麦其他薪炭の類をもって時価によって代納することを認め(第2条)、一家2人以上就学する者は、其上級者1人の外は其の半額を徴収(第5条)することを認めていた。

これをみた信毎は、さっそく社説で「小学校生徒の授業料」を取り上げ、「先ついでに授業料の額を増さざるべからずとは皆人の予期する所なり⁴¹⁾」として、その種類別学年別徴収額と徴収方法について具体的な例をあげて批判している。

其の種類を定むるは町村戸長に任せられたり町村戸長に於ては数多の類別中仮令ば其担当の学校は高等科の設けあれば本校に於ては高等科には甲類の授業料を収めしめ又尋常科の分は尋常科乙類の授業料を収めしむると云ふ丈けを定むるものか土地の状況により云々とあるを以て見れば貧富の等差甚しき村落にては尋常科の甲及び丙の二類を其分限に依じて徴収することを得るか否かは本令には明文なきを以て吾輩は之を審にすること能はざれども兎も角に其範圍内に於て戸長は適宜に定むることを得るとあれば必ずしも町村の状況により不適當のことあるべしとは思はざるなり但此の授業料の額を以て経費に充てて能く小学校令の精神に適するか否かと云ふに至りては聊か介然たるなきこと能はざるなり⁴²⁾

と、同一学区内の同一学校で貧富の程度の差によって、ある者は甲類の授業料を、ある者は丙類の授業料をと、分に依じた授業料を徴収できるかという疑問を呈している。さらに論説は、尋常科で甲類をとる学校の場合、生徒100名として3年間で平均1ヶ月15円の授業料を収めることとなるが、一教場80名の生徒を一人の教員が受持ち得ても、

100名ならば2名の教員が必要であって、諸雑費を除いて1教員の俸給7円50銭として、一人は授業生をあてるにしても、教員の俸給のみで不足を来してしまう。まして丙類の授業料をとる場合には、1ヶ月8円30銭にすぎない。はたしてこれで学校を維持できるのかどうかと疑問を呈している。その場合、寄附金その他に頼らざるを得ないとしても、寄附金は篤志家の有る無しにより、あらかじめ予算化しておくわけにはいかない。そうなれば勢い町村費に頼らざるを得なくなる。県の制定した授業料規程も、当然この間の事情を承知しているであろうか。「町村費を以て其不足を補ふは町村の義務にして決して辞するを得べからざるなり⁴³⁾」と強調しているのである。そして最後に

父兄たるものは従来授業料の多からざるに徂れたる所よりして俄然其額を増したりとて之れに不服を容ること能はざる所なるべし⁴⁴⁾

と警告している。はたして、県はこの論説と前後して、授業料の上限と下限を示した、さきの訓令

小学校生徒授業料規程第一条 授業料ノ金額取定メ方ハ小学校組織改正ノ準備モ可有之ニ付本年十二月ニ該種類相定メ郡役所ヲ経テ本県へ届出ツヘキ義ト心得ヘシ⁴⁵⁾

を發している。それ程この種類別授業料について、町村戸長は決めかねていたのである。同時に地域住民の不満も多く、就学を忌避する者が続出し、就学率が低下したのはちょうどこの時期であったのである。(第1表参照)

さて、それでは実際に長野県は、どの位の授業料を徴収していたのだろうか。文部省は、さきの第2節の第10表で示した「学資等差表」を發表するとともに「公立小学校生徒授業料等差表⁴⁶⁾」を調査發表している。しかし府県別には、23、24年のみに發表されている。第18表をみると、20年から24年を通じて5銭以下10銭以下を合せて、全体の約70%を占めて、而も年毎に増減が著しいのが特徴的である。これは各府県各地域の授業料等差の変化と農民の生活度を物語っているものである。これに対して、長野県が5銭以下が極端に低く、

第18表 公立小学校一ヶ月授業料等差表（附長野県）

年次	授業料額	5 銭以下	6 銭 ～10 銭	11 銭 ～15 銭	16 銭 ～20 銭	21 銭 ～25 銭	26 銭 ～30 銭	31 銭 ～40 銭	41 銭 ～50 銭	50 銭以上
1887 (M 20) 年		31.48%	43.57%	13.58%	5.10%	2.43%	1.82%	1.12%	0.49%	0.41%
1888 (M 21) 年		30.44	39.42	15.50	6.15	3.08	2.28	1.61	0.73	0.79
1889 (M 22) 年		25.38	43.53	15.17	6.44	3.47	2.44	2.17	0.89	0.69
1890 (M 23) 年		27.69 3.84	41.88 36.36	14.81 24.91	6.08 15.30	3.36 7.53	2.24 1.38	2.23 5.18	1.01 4.37	0.70 1.09
1891 (M 24) 年		32.69 4.22	38.64 35.20	13.64 25.28	5.41 13.87	3.30 7.32	2.36 2.69	2.20 5.08	1.07 5.20	0.68 1.04

文部省年表より作成、1890年1891年の下段の数字は長野県

10銭以下を合せて40%にもならず、11銭以上25銭以下が45%を占めているのが特徴的である。これは長野県の高等科への進学者が極めて多かったことを示している。23年の高等科への進学者は、8,479名で、全国で3、4番目の進学者数である。全等科（簡易科、尋常科、高等科）生徒数の9.2%を占め、全国は7.5%にすぎない。又30銭から40銭、41銭以上の割合が、年々高くなるのは、貧民学校と賤称される簡易小学科より、高等科への住民の期待が高まっている証拠ともいえるであろう。

長野県は、明治20年4月1日より実施の甲・乙・丙種類別授業料を定め、同年11月30日付県令第130号で「左ノ範囲内ニ就キ土地ノ情況ヲ図リ管理者ソノ額ヲ定メ県庁へ届出ツヘシ」⁴⁷⁾と定め、高等科1ヶ月40銭以上70銭以下、尋常科は10銭以上40銭以下に定められた。そして20年7月には、県令第63号で、高等科は、30銭以上70銭以下、尋常科は5銭以上40銭以下に改定されている。まことに激しい変動で、一年毎の改定であった。この間の事情について「本県学事年報摘要」⁴⁸⁾は

学校令ノ發布アリテヨリ諸般ノ規則ヲ改定シ大半ハ本年四月ヲ待テ実施シタルヲ以テ漸次学校令ノ主旨ヲ貫クニ至レリ学事変更ノ屢次ニシテ殊ニ生徒授業料ノ増加セルニ付テハ父兄ノ苦情アリシノミナラス当局者ニ於テモ一時ノ衰勢ヲ顕サンコトヲ憂ヘサルニハアラザリシカ施行ノ順序ヲ得タルヲ以テ不都合ヲ見ルニ至ラス…小学生徒ノ授業料ハ一時ニ増額スルトキハ大

ニ就学上ニ影響ヲ及ホサンコトヲ慮リ漸次ニ増額シタルヲ以テ其収入ハ……前年ニ比シ僅ニ増加セシノミナリシカ二十一年四月以後ニ於テハ尋常科ハ拾銭以上四拾銭以下高等科ハ四拾銭以上七拾銭以下ノ内ニ就キ管理者ヲシテ之ヲ定メシメ補助費ノ額ヲシテ授業料ノ額ヲ超過セシメサラントス寄附金額学校資財等ハ昨年ニ比シ大差ナシ学資蓄積ハ今日ニ於テ要用ナレドモ学区ヲ拡メテ後日尚ヲ浅ク一学区ノ人心未ダ結合セザルヲ以テ其良法ヲ設クル道ニ至ラス⁴⁹⁾

と報じている。これは20年11月付県令第130号で、尋常科10銭以上40銭以下に定められ、実施されている時であり、正直に10銭以上の尋常科授業料に父兄の苦情もあり、大いに就学上にも影響するであろうことを当局者も苦慮している。まして学資金については、連年の不況の上に、19年11月の「小学区画校数改正」（県令甲第25号）による地域住民の「人心未ダ結合」しないため、なかなか蓄積ができないことを苦慮しているのである。

第19表は文部省年報に掲載された各府県別公立小学校の授業料の最多額と最寡額を調査したものだが、上記のように、長野県は明治21年より尋常科10銭以上40銭以下と定めながら、文部省年報では（第19表）最寡額が5厘（22年）になっている。各府県は、一応上限と下限を定めたが、郡・町村の実情に応じて多様な定め方をしたのである。例へば長野県の20年度の実態をみると、最多額は40銭、45銭の郡が多いが、最寡額になると2銭5厘の郡が9郡、5厘の郡が3郡、5銭の郡が僅かに

第19表 長野県及び近隣諸県の授業料額

(単位 円・銭・厘)

県別	項目	年別							
		明治19年	明治20年	明治21年	明治22年	明治23年	明治24年	明治25年	明治26年
長野県	最多額	.30.	.45.	.70.	.70.	.60.	.60.	.30.	.30.
	最寡額	.01.0	.00.5	.04.	.00.5	.00.5	.00.5	.03.	.01.
	平均額	.03.3	.11.8	.18.	.14.9	.11.7	.13.1	.09.3	.09.4
新潟県	最多額	.50.	.70.	.70.	.70.	.70.	.70.	.35.	.30.
	最寡額	.00.2	.01.	.01.	.01.	.01.	.00.5	.01.	.00.4
	平均額	.02.1	.06.6	.09.1	.06.	.06.8	.06.6	.02.9	.03.
岩手県	最多額	.50.	1.00.	1.00.	1.00.	1.00.	1.00.	.50.	.50.
	最寡額	.01.	.02.5	.02.5	.01.	.01.	.01.	.00.3	.00.3
	平均額	.05.1	.17.7	.09.2	.18.2	.12.6	.06.7	.06.1	.07.3
富山県	最多額	.10.	.40.	.40.	.40.	.40.	.40.	.25.	.25.
	最寡額	.00.7	.02.5	.05.	.05.	.05.	.05.	.02.	.00.3
	平均額	.04.2	.12.3	.12.5	.11.5	.10.5	.11.	.06.6	.06.2
全国計	最多額								
	最寡額								
	平均額								

県別	項目	年別						
		明治27年	明治28年	明治29年	明治30年	明治31年	明治32年	明治33年
長野県	最多額	.30.	.31.	.30.	.25.	.25.	.26.	.35.
	最寡額	.01.	.00.5	.01.	.01.	.01.	.01.	.01.5
	平均額	.08.9	.17.6	.09.7	.09.7	.09.1	.09.8	.08.9
新潟県	最多額	.36.4	.30.	.45.	.30.	.30.	.30.	.30.
	最寡額	.00.2	.00.2	.00.4	.01.	.01.	.01.	.01.
	平均額	.03.	.03.6	.03.8	.05.7	.04.5	.04.7	.04.2
岩手県	最多額	.50.5	.50.	.50.	.50.	.30.	.30.	.30.
	最寡額	.00.5	.00.5	.00.5	.01.	.01.	.02.	.01.
	平均額	.07.	.07.7	.06.7	.08.7	.07.8	1.07.8	.06.1
富山県	最多額	.25.4	.25.	.20.	.25.	.20.	.25.	.15.
	最寡額	.00.4	.00.4	.00.5	.00.5	.00.2	.00.5	.03.
	平均額	.05.	.04.8	.06.3	.07.	.05.7	.05.3	.05.7
全国計	最多額		.80.	.85.	.80.	.78.6	.96.7	.70.
	最寡額		.00.2	.00.1	.00.1	.00.1	.00.1	.00.3
	平均額		.06.4	.06.2	.06.8	.07.1	.07.3	.06.5

文部省年報より作成。明治19年～明治24年までは尋常科・高等科の最高額・最寡額を示す。明治25年よりは尋常科のみの最高額と最寡額を示す。

2郡という実態であった。このように尋常科授業料の下限において、いかに各郡長が腐心したかがうかがわれるのである。

ところで授業料の最寡額が定められても、なお授業料を納めることのできない者がいた。明治24年までは授業料の納めることのできない者が多い地域には簡易小学校が存続したが、25年からは各府県で、授業料全額或いは一部の免除者が認めら

れるようになった。文部省は、その免除者の調を各府県別に行った。長野県は、明治25年2月県令第14号をもって、23年の小学校令第44条に基づき文部大臣の許可を受けて「町村立授業規則」を定めた。その第1条で授業料額を定め

一高等小学 一ヶ月一名 金三拾銭以上六拾銭以下

一尋常小学 一ヶ月一名 金三銭以上三拾銭以下⁵⁰⁾

とは、24年11月文部省令第16号をもって「学齡児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件」⁵¹⁾を

とし、第7条において

町村長ニ於テ就学児童ヲ保護スヘキ者貧窶ナルカ為メ授業料ノ金額若クハ一部ヲ免除シタルモノアルトキハ其人員並金額ヲ翌年五月一日限り郡長ヲ經由シテ県知事ニ報告スヘシ⁵⁰⁾

甲 学齡児童ヲ尋常小学校ニ就学セシムルコト(義務)

乙 学齡児童ノ為メニ授業料ヲ納ムルコト⁵²⁾

と定めた。この結果が文部省年報にまとめられたのである。その免除者の尋常小学就学者に占める割合を示したものが第20表である。この表でみれば両免除者の割合は、25年から33年を通じて新潟県・全国とも全額免除者の方が一部免除者より多く、長野県は概して一部免除者の方が多い傾向を示している。しかし、この年間を通して免除者の割合が、いつも変らぬのが特徴的である。ただ33年は生糸大暴落と経済不況の影響が長野県に及び全国にまで及んでいるのが、はっきりしている。

と定め、その第3条で、学齡児童で、まだ尋常小学校を終らないうちに、工業・商業家の雇入若くは徒弟となった場合には、其の雇主・師匠等は児童保護の義務を負うこととなった。児童保護は就学させる義務を負うものという解釈が一般的であったが、なかなかそれに従わぬ工場主・商家が多かった。

さて、明治25年県令第14号の「町村立授業料規則」で、授業料額の上限・下限が定められていたが、その第2条では

さて、さきの第7条「就学児童ヲ保護スヘキ者」

学校基本財産ヨリ生スル収入若クハ寄附金等ヲ以テ経費ヲ支弁シ得ル学校ニシテ前条範囲ノ金額ヲ徴収スルヲ要セス別ニ低額ノ授業料ヲ定メ

第20表 公立小学授業料全額・一部免除者の割合（長野県・新潟県・全国）

年次 比率 県・国		1892年(M25)			1893年(M26)			1894年(M27)			1895年(M28)		
		長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国
尋常小学 就学者 に 対 する	全額免除者 の 割 合	0.9%	%	5.11%	2.12%	5.58%	4.03%	1.54%	7.65%	4.86%	2.17%	5.34%	3.76%
	一部免除者 の 割 合	1.72		3.01	2.71	1.08	3.82	2.27	1.32	3.75	2.81	1.99	3.35

年次 比率 県・国		1896年(M29)			1897年(M20)			1898年(M31)			1899年(M32)		
		長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国
尋常小学 就学者 に 対 する	全額免除者 の 割 合	2.16%	5.23%	3.61%	2.19%	5.08%	3.30%	2.71%	6.80%	3.35%	2.36%	5.98%	3.22%
	一部免除者 の 割 合	2.80	2.22	3.31	2.56	1.83	3.19	2.98	1.71	3.41	1.94	2.08	3.60

年次 比率 県・国		1900年(M33)			1901年(M34)		
		長野県	新潟県	全国	長野県	新潟県	全国
尋常小学 就学者 に 対 する	全額免除者 の 割 合	7.08%	4.02%	5.55%	就学除外 4.06%	1.33%	4.82%
	一部免除者 の 割 合	3.81	1.53	4.16	就学猶子 4.22	15.08	19.73

文部省年報より作成

ントスルキ全ク徴収スルヲ要セサルトキハ町村
長ハ其ノ事由ヲ經由シテ県知事ノ認ヲ受クヘシ
53)

とあることから、県の定めた授業料の下限額より低額に定めることが町村長に認められていたのである。これで第19表の最多額・最寡額が年によって、まちまちであることが理解できる。また同一県内の郡によって、或いは同一郡内の町村によって、授業料額の相異が出てくるのも当然であったのである。

さて、県が授業料の下限額を定めても、郡・町

村は、住民の生活の程度を考慮して、それよりも低額に定めることができ、また授業料の全額・一部免除の制があったが、それはあくまでも就学できることを前提とした。しかし、はじめから貧窮その他の理由で、就学できない者もいたのである。文部省年報は、金額・一部免除者と貧窮その他の理由による未就学者を、同時期に別表に掲げている。それにしても貧窮その他の理由による未就学者の数が多すぎるのに驚く。いまその数をみると、第21表のようになる。まず第一に気付くことは、総ての項目において、男女格差の著しいことであ

第21表 貧窮その他による就学者の学齢人口に占める割合（長野県・新潟県・全国）

種別	年次		1893 (M 26) 年			1894 (M 27) 年		
	県別・全国		長野県	新潟県	全 国	長野県	新潟県	全 国
	男女別							
C 貧 窮	男		6,231人	31,026人	448,792人	5,363人	27,314人	398,929人
	女		25,321	84,377	1,055,571	24,014	79,953	996,165
疾 病	男		882	1,133	71,738	777	965	62,287
	女		2,876	2,432	134,942	2,375	1,893	123,276
そ の 他	男		5,349	5,133	224,530	5,291	3,591	212,071
	女		14,530	10,000	557,409	14,017	7,368	512,886
A 計	男		12,462	37,292	745,060	11,442	31,870	673,287
	女		42,726	96,809	1,747,922	40,406	89,214	1,632,327
B 学齢人口	男		103,786	165,575	3,855,499	105,166	165,981	3,907,349
	女		94,158	148,178	3,407,703	95,366	146,346	3,412,842
A/B 比 率	男		12.00%	22.52%	19.32%	10.87%	19.02%	17.23%
	女		45.37	65.33	51.29	42.36	60.96	47.82
C/B 貧 窮 学齢人口	男		6.00%	18.73%	11.64%	5.09%	16.45%	10.20%
	女		26.89	56.94	30.97	25.18	54.63	29.18

種別	年次		1895 (M 28) 年			1896 (M 29) 年		
	県別・全国		長野県	新潟県	全 国	長野県	新潟県	全 国
	男女別							
C 貧 困	男		3,819人	20,419人	296,368人	3,194人	19,580人	253,145人
	女		20,642	71,621	842,277	19,276	69,229	781,808
疾 病	男		528	1,056	45,031	433	1,042	39,915
	女		1,984	2,315	98,927	1,728	2,271	91,418
そ の 他	男		2,352	3,407	153,123	2,405	4,632	140,992
	女		9,925	11,195	431,692	9,470	12,854	398,904
A 計	男		6,699	24,882	494,522	6,032	25,254	434,052
	女		32,551	85,131	1,372,896	30,474	84,354	1,272,134
B 学齢人口	男		110,408	169,719	4,054,578	112,567	172,597	4,107,222
	女		101,005	156,427	3,616,259	102,780	157,181	3,658,383
A/B 比 率	男		6.06%	14.66%	12.19%	5.35%	14.63%	10.56%
	女		32.22	54.42	37.96	29.64	53.66	34.77
C/B 貧 窮 学齢人口	男		3.45%	12.31%	7.30%	2.83%	11.34%	6.16%
	女		20.43	45.78	23.29	18.75	44.04	21.37

文部省年報により作成

る。学齢人口の男女比が、長野県がようやく90%~91%を示すが、新潟県は26、27年で88%~89%、28、29年でようやく90%台を示し、全国平均では、83%~89%を示すにすぎない。この格差が、さらに格差を生むのである。学齢人口中に占める貧窮のみによる未就学者の割合は、新潟県が特に著しく、特に女子が45%~55%台を示し、男子においても前半において、16%~18%、後半においてようやく約12%を示している。従って新潟県では学齢人口中の約半数の者が、貧窮のみによって未就学となる。それに疾病を除く、「その他」を加えると、新潟県では、約6割から5割近くの者が未就学者となる。長野県の場合は貧窮のみによる未就学者の割合は、全国に比べても低いが、「その他」の理由を加えると、男子で10%台から5、6%台で、女子は40%台~30%台と高い割合を示しているのである。明治23年度文部省年報が、女子の就学不振は「必シモ土地ノ衝僻ノミニ関スル非ス亦人民ノ貧富ノミニ由ルニ非スシテ専ラ女子教育ノ如何ニアルモノノ如シ」⁵⁴⁾と報告しているが、必ずしも「女子教育ノ如何」すなわち教科目の適否(裁縫科の加設)・子守教育の実施など、いろいろな女子就学奨励の方法が、以前から考えられていたが、その根本には、貧窮その他の理由による未就学者の問題があったのである。

明治32年9月、長野県は、

前略……今本県ニ於ケル既往累年就学ノ成績ヲ見ルニ男子ノ就学者ハ稍觶ルベキモノアルニ至リタレトモ女子ノ就学者ハ尚僅カニ学齢全員ノ半数強ニ達セルニ過キス 其進テ高等科以上ノ普通教育ヲ受クルモノニ至リテハ更ニ著シク其数ヲ減シ之ヲ男子ニ比スルニ其均衡ヲ失フコト甚シ 是ヲ以テ今日ノ急務ハ女子ノ就学者ヲ増加セシムルニアトス 抑普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ等差アルコトナク殊ニ女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ 故ニ深く思慮ヲ致シ自分一層女子教育ニ力ヲ注ギ適切ナル方法ヲ企画シ厳正ナル督励ヲ加ヘ以テ就学者ヲ増加シ女子教育ノ普及シテ期スルコトニ務ムヘシ⁵⁵⁾

と訓令(第159号)を発した。正に第21表をみれば、

長野県の女子の就学率は、学齢全員の半数強にすぎなかった。これと前後して、長野県は「尋常小学校特別学級規程」を制定し、就学督励を各郡に発した。(拙著「教育哀史」参照)ここに再び、修業年限3年、毎週教授時間18時まで、二部教授制をとることもできる簡易小学科的な学級が、同一学校内に登場したのである。

さて、授業料の問題は、一地方の問題でなく全国的な問題であることは、第20表・第21表をみれば明かであった。特に授業料のために女子の就学率が向上しないことが、各府県共通の悩みであった。明治26年3月文部大臣に就任した井上毅は、23年法制局長官時代から授業料徴集問題に心を配り、なんとか「無謝儀教育」をと望んでいたが、ここにきて小学校教育費の国庫補助法案を企画し、授業料の全廃を意図し、その手はじめとして授業料全額・一部免除を実施したのである。(勅令第34号「市町村立尋常小学校ノ授業料徴収免除ノ方」明治26年5月)授業料全廃は、井上のみならず国民大衆の切なる願いであったろうが、なかなか実現しなかった。しかし30年代に入ると、ようやくその声も高まり、31年5月長野県北佐久郡学務委員会は

一、就学児童を増加せしむる方法如何

基本財産よりの収入にて小学書用を償ふ。

郡長直接に父兄に督促せしむへじ。尋常小学校以上のものにあらざれば市町村名誉職たるを得ずと規定せられたしと等の説出しが、授業料全廃説多数なりし⁵⁶⁾

と郡長に答申している。ようやくその一部が実現するのは、明治33年8月勅令第344号の改正「小学校令」であった。その第57条は、

市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス 特別ノ事情アルトキハ府県知事ノ認可ヲ受ケ市町村立小学校ニ於テ授業料ヲ徴収スルヲ得ス⁵⁷⁾

とされたが、同令施行規則(文部省令第14号)の第6章では

第一百八十条 貧窮ノ為授業料ヲ納ムルコト能ハザル者ニ対シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ 一家ノ児童二人以上同時ニ小学校ニ就学スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得⁵⁸⁾

依然として授業料全額・一部免除の規程は残されていたのである。33年の改定小学校令において、授業料は全廃されたのではなく、徴収する学校も存続したことになる。それは、高等小学校はもちろん、高等科併置の尋常小学科や尋常小学補習科などであった。再改正小学校令の施行規則で規程された二部教授制をとる「半日小学校」或いは「尋常小学校特別学級」は、市町村費の節減と、貧民児童の就学を助けることになったろうが、授業料徴収の有無は詳らかでない。しかし此等の学校は、もちろん無償で教師等の慈善から実施された学校・学級が多かった。しかし一方、授業料を全廃することは、町村費の負担を重くすることで、特に地価割・戸数割の賦課は住民の不满をよぶことから授業料の存続を願うところもあった。長野市は明治34年4月

該授業料ヲ全廃セントスルモ他ニ補充ノ税源ナキガ為メ一層市費ノ負担ヲ重カラシムルヲ以テ……尋常小学校生徒一人ニ付一ヶ月拾銭ノ授業料ヲ徴収スル⁵⁹⁾

ことを議決した。しかし、これは県の認可を得ることができなかった。おそらく多くの町村は、その財源に苦慮したのであろう。ところが一方、授業料を徴収しないことを徹底する指示をする郡もあった。

新小学校令第五十七条ニ於テ特別ノ事情アリ府県知事ノ認可ヲ経テ徴収スルノ場合ヲ除キ尋常小学校ノ授業料ヲ徴収スルコトヲ得スト規定セラレタルハ就学ヲ督促シ義務教育ノ普及ヲ図ラントスルノ方法ニシテ従来授業料ノ収入ヲ以テ学校維持費ノ重要ナル財源トナシタル町村等ニ在テ遽ニ之ヲ廃止セントシテ経済上大ナル影響ヲ及ボスカ如キ事情アラザル限りハ断シテ之ヲ徴収セザルヲ本体トスルハ客年文部省訓令第

十号ノ明示スル所ナルヲ以テ各府県競フテ之レカ実施ヲ勉メ居リ候場合ニ付本県ニ於テモ容易ニ其徴収ヲ許サザル趣ニ有之殊ニ本郡ノ如キハ就学督励ノ為メ尋常小学校ノ授業料ヲ廃スルハ最モ必要ノ処置ト存候ニ付小学校令改正ノ趣旨ヲ貫徹セシムル為メ勉メテ之レガ実行ヲ期シ候様致度此段特ニ及通達也⁶⁰⁾

と、明治34年3月の山間僻地が多く、農業生産性も低い下高井郡(役所)の各町村長宛の通達であった。おそらく郡内の授業料徴収・非徴収の学校を、住民の公平を期するため、徴収しないことに統一しようという願いであった。しかし授業料を無償にするには、なんといっても、窮乏化する市町村財政への県・国からの援助が必要であった。さきに述べた井上毅の小学校教育への国庫補助の問題について、明治29年には、井上の努力も報いられ「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」が制定され、33年には、年功加俸の他に市町村立小学校教員の特別加俸にまで拡大され、市町村財政は、これで大部潤沢になった。市町村財政に占める教員給料の割合は(給料そのものは低くとも)それ程高かったのである。一方日清戦争後の経済的・社会的条件も急速に変わり、近代化への国家的要請は、教育にも及び、国民教育の就学状況も次第に安定し高まっていくのである。

注

- 1)～8) 明治以降教育制度発達史 第1巻
296頁～297頁
- 5) 長野県教育史 第9巻 史料編3の7 7頁
- 6) 前掲書 第9巻 史料編3の20 20頁
- 7)～8) 前掲書 第9巻 史料編3の377 421頁
- 9) 前掲書 第9巻 史料編3の516 604頁
- 10) 前掲書 第9巻 史料編3の136 94頁
- 11)～12) 前掲書 第9巻 史料編3の136 95頁
- 13)～16) 前掲書 第9巻 史料編3の541 634頁
- 17)～18) 前掲書 第9巻 史料編3の247 187頁
- 19) 前掲書 第9巻 史料編3の247 188頁
- 20) 前掲書 第9巻 史料編3の354、その1 347頁
- 21)～22) 前掲書 第9巻 史料編3の354、その2
354頁

- 23) 前掲書 第9巻 史料編3の353、その1 341頁
24) 文部省第7年報 191頁
25) 文部省第8年報 232頁
26)～27) 長野県教育史 第10巻 史料編4の55 61頁
28) 前掲書 第10巻 史料編4の137 61頁
29) 前掲書 第10巻 史料編4の302 169頁
30) 前掲書 第10巻 史料編4の316 464頁
31) 前掲書 第10巻 史料編4の379 497頁
32)～33) 前掲書 第10巻 史料編4の219 285頁
34)～37) 前掲書 第10巻 史料編4の253 319頁
38) 前掲書 第10巻 史料編4の261 336頁
39)～40) 前掲書 第11巻 史料編5の13 336頁
41)～44) 信濃毎日新聞 論説 明治19年11月14日号
45) 前掲教育史 第10巻 史料編4の261 336頁
46) 文部省第15年報
47) 前掲教育史 第11巻 史料編5の13 15頁
48)～49) 信濃毎日新聞 論説 明治21年7月29日号
50) 前掲教育史 第11巻 史料編5の135、その1 185頁
51)～52) 前掲教育制度発達史 第3巻 123頁
53) 前掲教育史 第11巻 史料編5の135、その1 185頁
54) 文部省第18年報 33頁
55) 前掲教育史 第11巻 史料編5の314 390頁
56) 前掲教育史 第11巻 史料編5の272 341頁
57) 前掲教育制度発達史 第4巻 57頁
58) 全 前 93頁
59) 長野県庁資料 「小学校五第三課 明治三十四年」
60) 前掲教育史 第12巻 史料編6の43 84頁